

令和2年7月20日

各位

いちのせき市民活動センター  
センター長 小野寺浩樹

## 「いちのせき市民フェスタ20」における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

### 1、はじめに

本ガイドラインは「いちのせき市民フェスタ20」における新型コロナウイルス感染予防対策として実施予定の基本事項を、保健所等の指導や各種ガイドライン等を参考に整理したものです。

「with コロナ」での生活が当面は続いていくであろう状況下ですが、地域に暮らす人々が、心身ともに健康的で充足感のある生活を送っていくためには、感染リスクも踏まえた上で、市民活動・地域活動はじめ、可能な範囲で、交流や出会いが生まれる機会の提供を続けていかなければいけないと考えています。

開催にあたっては、本ガイドラインに則り、できる限りの対策をとっていきますが、感染のリスクを「ゼロ」にできるわけではありません。ですが、リスクを「低下」させることはでき、また、万が一感染者が発生してしまった際にも、本ガイドラインに則った情報・状況把握体制を取っていれば、どの対処が間違っていたのか、今後の活動のための検証をある程度行うことができます。

避けては通れない「with コロナ時代」は、誰も通ったことがない時代であり、特にも現状で感染者ゼロの岩手県においては、葛藤と試行錯誤の連続でしかありません。「感染しない」という「身体」の健康を守ることはもちろん大事ですが、上述の通り、「心の健康」をないがしろにし続けていくことにも限界があります。

市民活動は「心の健康」を保っていくための一助になることを私たちは知っています。市民活動を推進・実行している立場の私たちが、感染予防を徹底しながらも、イベント含む今後の市民活動の在り方を模索し、試行錯誤を続けていくことそのものが、一つの「市民活動」なのかもしれません。

なお、本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や保健所等の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 2、基本的な考え方

「いちのせき市民フェスタ」は主催者企画もありますが、基本的には参加団体が各々展開するブースを来場者に楽しんでもらうというスタイルのイベントです。そのため、主催者や来場者がどれだけ感染対策を徹底しても、各ブースでの対策が十分でないと、感染のリスクは下げられません。そこで、感染対策を大きく3つに分けて考えていきます。

- ① 主催者としての対策
- ② 各参加団体におけるブース毎の対策
- ③ 来場者に要請する対策協力

いずれの対策においても、自己への感染を回避することはもちろんですが、他人に感染させないようにすることも重要です。いわゆる「3密の回避」を大原則としながら、具体的な対策を以下に示していきます。

## 3、具体的な感染予防対策

上記で示した通り、3つの主体それぞれにおける感染対策法を整理します。

### ① 主催者としての対策

#### A 会場レイアウト

- ・ 3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるため、会場となる「花と泉の公園」を全面的に使用し、かつ、各エリア内においても適正な対人距離が確保できるようなブース配置を検討、実施する。
- ・ 各エリアにおける本状況下での最大収容人数を設定し、サイン表示するとともに、入場制限の仕組みをつくり、収容人数を適正に管理する。

#### B 緊急連絡先の把握と名簿の作成

- ・ 参加団体のスタッフ参加者、および、来場者全員の氏名・緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- ・ 参加団体においては事前に申告してもらい、一般来場者には必ず通過しなければいけない場所にドライブスルー形式の総合受付を設置し、各車1枚ずつ用紙を配布、その場で記入してもらう。
- ・ 記入した用紙と引き換えに、整理番号を来場者に交付。各ブースにて体験等をする際には、その整理番号を控えることで、ブース毎の体験者名簿の作成も行う。

#### C 保健所等の公的機関との連絡体制の構築

- ・ 保健所等には事前に本ガイドライン及び各団体が作成するガイドラインを提出し、必要に応じて指導をいただく。
- ・ イベント終了後にはBの名簿を提出し、感染の疑いのある人が発生した場合の速やかな連携が図れるように努める。

#### D 来場者人数の把握および制限

- ・ 5時間のイベントであり、総合来場者数の制限をかけることが難しいことから、毎時の駐車台数でおおよその人数を把握し、制限をかける。

- ・参加団体の車をのぞいた一般来場者の駐車台数が毎時100台を超えないように受付と駐車場係との間で連絡を取り合い、調整を行う。
- ・なお、上記対応にあたり、参加団体には予め車両台数を申告してもらい、申告のあった車両には駐車許可証を発行することとする（許可証がない車両を一般来場者車両と判断）。

#### **E 飲食・休憩スペースを最小限に抑える**

- ・飲食時の飛沫感染が懸念されることから、飲食や休憩ができるスペースを極力設置せず、来場者それぞれがピクニックシートや車等で飲食や休憩をしてもらうように促すと同時に、サイン表示を行う。
- ・最小限に設置した当該スペースにおいても、対面での着席ができないような配置をするとともに、サイン表示を行う。また、高濃度接触部位とされる当該スペース内のテーブル、イスは定期的に消毒を行う。

#### **F 来場者への検温の実施とマスク着用確認**

- ・受付時（ドライブスルー形式）に車内にいる全員の検温を行う。うち一人でも37.5以上の発熱または平熱比1度超過の人がいた場合、入場を自粛していただく。
- ・同じく受付時に全員（3歳以上）のマスク着用を確認。万が一マスク不携帯の人にはマスクを配布し、マスク着用を拒否した人には入場を自粛していただく。
- ・会場内では主催者側スタッフが適宜見回りを行い、マスク着用のアナウンスを続ける。なお、熱中症対策としてマスクを一時的にはずすことは認めるが、他世帯員との距離が2m以上確保できる場合のみとする。

#### **G 手指消毒の設置と徹底**

- ・各エリアに手指消毒用の消毒液を設置し、来場者にはこまめな手指消毒を促す。
- ・参加団体にも携帯式の手指消毒液を配布し、接客のたびに消毒するよう促す。
- ・手指消毒液の在庫は十分に用意し、定期的に主催者側が補充が必要ないか確認をする。

#### **H 搬入出時の感染予防対策の徹底**

- ・開催前日から参加団体の準備が可能となるが、搬入時および終了後の搬出時における飛沫感染、接触感染を防ぐため、主催者側がマスク着用などの積極的な声かけを行う。
- ・搬入出時は各エリアで常時開放を徹底し、共有工具や備品からの接触感染を防ぐため、手袋の着用やこまめな消毒を促す。

#### **I 参加団体への感染予防意識啓発**

- ・参加団体(特に当日スタッフ)は少なくとも開催2週間前から、できれば1か月前から通常以上に他者との接触に気を付けた生活をしていただくよう周知徹底する（可能な限り「接触確認アプリ」を導入、活用していただくことを推奨）。
- ・本マニュアルを団体間でしっかりと共有していただくよう周知徹底するとともに、各団体に提出していただくブース毎のガイドラインを当日も各ブースに設置し、徹底を意識させる。

#### **J 差別防止の徹底**

- ・万が一コロナウイルス感染者が当イベント参加者から発生した際にも、差別等が起こることのないよう、意識啓発を図るとともに、差別の起こるような状況が発生しないよう、本ガイドラインの対応徹底に努める。

## ② 各参加団体におけるブース毎の対策

### A 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底

- ・来場者との接触をする上で、自身が感染しないことはもちろん、来場者へ感染させることのないよう、上記基本的な対策を徹底する。
- ・特にマスクに関しては、来場者がブース内にいる際には絶対に外さず、熱中症対策として外す際にはブース外の他者のいない場所へ移動する。
- ・同じ団体の会員同士が交流する際にもマスク着用を徹底する。

### B 来場者のブース内滞在時間の制限

- ・濃厚接触を防ぐため、15分以上、ブース内に同一来場者が留まらないよう、交流の持ち方に工夫する。
- ・特に体験を伴うブースを展開する際には、15分で完成するような内容とする。どうしても終えられない場合は、対応するスタッフを交代するなど、濃厚接触の防止策を検討する。

### C ブース内対人距離の確保

- ・来場者と参加団体側スタッフおよびスタッフ同士の距離は最低1mはあけるようブース内のレイアウトを工夫する。
- ・1mの距離をとっていても、対面で着席するような場面は極力さげ、体験等、参加者への指導が必要な際には互い違いに着席したり、横からの指導にするよう工夫する。なお、指導の際には参加者へ接触しないよう注意する。
- ・参加者と参加者の距離も同様であるため、ブース内で同時に別世帯の参加者が体験する場合には、参加者同士の距離ができるだけ2mとれるようなレイアウトにする。
- ・可能であれば、参加団体スタッフと参加者(来場者)の間にアクリル板やビニールシートで飛沫対策をとる。

### D 体験参加者の名簿作成への協力

- ・体験をともなうブースを展開する団体は、参加希望者に受付で交付する整理番号を聞き、その番号と体験時間(開始時間と終了時間)を控える。この時、整理券を受け取るのではなく、口頭で聞き、整理券に接触しないように注意する。
- ・記録した参加者(整理番号)リストは、イベント終了後速やかに主催者へ提出し、ブース毎の体験者名簿作成に協力する。

### E 高頻度接触部位および共用物品の消毒

- ・体験をともなうブースを展開する団体は、参加者が接触した物品等の消毒を参加者が入れ替わるたびに行う。
- ・椅子の背もたれやテーブル等も同様に定期的に消毒を行う。
- ・消毒の難しい機材等を直接使用する体験の場合、手指消毒のほかに使い捨てのビニール手袋等を着用させ、感染予防を徹底する。

### F 掲示物等による接触感染の防止

- ・ブースの中に展示物を設置する場合、直接手で触れることができるものは極力さける。もしくは接触前の手指消毒を徹底する。
- ・パンフレット等の配布物に関しても、素手による手渡しではなく、手袋を着用しての配布、も

しくは配布をとまなわない方法（QRコードの読み取り等）を検討する。

#### **G 最少人数のジョブローテーションの検討**

- ・ブースに配置するスタッフは事前に申告した人のみとし、その数も最低限にとどめる。
- ・休憩中のスタッフ等がブース内に留まると、密な状態が発生するため、ブース内の担当者やローテーションを明確に定め、最小限の人数のみがブース内にいる状態を維持する。
- ・なお、ブース内に配置するスタッフは、高齢者や持病のある人、普段から周囲との接触が多い人を極力さげ、万が一感染があっても重篤化や感染拡大の可能性が少ない人を配置する。

#### **H 呼気が激しくなるような運動の回避**

- ・運動をとまなう体験を提供する団体においては、内容や体験時間を工夫し、呼気が激しくなる状態を極力さげ、飛沫感染を防止する。呼気が激しくなり、マスクを外さなければいけない状態となった際には、周囲の距離を十分に確保するよう促す。
- ・特に炎天下となった場合には、体験時間を調整するなど、さらなる工夫を行う。

#### **I 行列発生時の誘導と対策**

- ・順番を待つ行列が発生することを想定し、予め最低1mの距離を保った状態の導線を確保しておき、その表示を行う。
- ・その際、他ブースとの距離感も確認し、行列と行列が交わることがないように、順番待ちの最長到達点や、そこに達した際の対応（時間を決めて再訪してもらう、整理券を配布するなど）も予め検討しておく。

#### **J 販売品への接触制限**

- ・商品の販売を行う団体においては、来場者が自由に商品に触れることを極力さげ、接触前の手指の消毒を促したり、必要以上の商品を陳列しないなど、接触感染の防止を行う。
- ・商品サンプルなどを出す場合は定期的な消毒が可能なもののみとし、布製品などは外袋を必ずつける。

#### **K 金銭授受時の接触制限**

- ・来場者との間で金銭の授受が発生する際には、トレーを介すなど、接触を避ける。
- ・食品販売を行う団体は、金銭の授受を行う担当者と、食品を渡す担当者を分けることが望ましい。分けることができない場合には、その都度手指消毒を徹底する。

#### **L 試食品等による接触・飛沫感染予防**

- ・試食品等を取り扱う団体は、来場者への試食品の配布時には手袋の着用を徹底し、受け取りを強要しない。
- ・口を付けたトレー等は極力来場者側に引き取ってもらい（来場者に配布しているゴミ袋に入れてもらう）、唾液による飛沫感染を予防する。

### ③ 来場者に要請する対策協力

#### A ドライブスルー形式での受付の通過

- ・必ず通過しなければいけない場所にドライブスルー形式の総合受付を設置。この受付にて来場者の氏名及び連絡先を記載してもらう。
- ・車内全員の検温およびマスク装着(3歳以上)の確認に応じてもらい、一人でも応じない人がいる場合には来場は自粛していただく。なお、一人でも37.5以上の発熱または平熱比1度超過の人がいた場合も入場を自粛していただく。

#### B ゴミの適正管理および持ち帰りの徹底

- ・受付にて2人に1枚程度の割合となるようにゴミ袋を配布し、鼻水、唾液などがついたゴミは袋に入れて密閉していただくよう促す。
- ・上記ゴミは会場内では回収せず、持ち帰ってもらうよう徹底する(会場内にはゴミ箱を設置しない)。なお、ゴミ袋には整理番号と同数の番号を記載しておき、不法投棄が発生しないよう対策をする。

#### C 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底

- ・基本的な対策に関しても受付にて改めて説明するほか、会場内にもサイン表示を複数箇所設置し、徹底を呼びかける。
- ・手指消毒は各エリアに設置するほか、参加団体にも携帯用の消毒液を配布し、積極的な消毒を会場全体で確認し合う。
- ・石鹸による手洗いが可能な場所を分かりやすいように表示し、特に飲食の前には石鹸による手洗いをしていただく。

#### D 各自で飲食・休憩箇所を確保

- ・会場内には最小限の飲食・休憩スペースしか設けないため、来場者には会場内の空いている場所にピクニックシートを広げるなどして各自で極力飲食スペースを確保していただくようにする(最低限用意したスペースにはピクニックシートでの飲食が難しい人などが優先的に使えるようにする)。
- ・ピクニックシートの使用に関しては、チラシに記載済みだが、SNS等での発信や、当日もピクニックシートを販売することで対応していただく。

以上

いちのせき市民活動センター  
〒029-0881 一関市大町 4-29 なのはなプラザ 4 階  
TEL:0191-26-6400 FAX:0191-26-6415  
市民フェスタ担当:佐々木